

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 単体レバレッジ比率 自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率をいう。</p> <p>七 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>六 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が</p>

別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

254 (略)

5 規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

6 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならぬ。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 前条第一項から第四項まで（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九

別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

254 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間を

月三十日までの期間をいう。次項及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ハ中「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2| 前条第五項から第七項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

2| 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結子法人等を有しない国

いう。第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ハ中「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(新設)

<p>際統一基準行に係るものに限る。)は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>二 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)</p> <p>3  (略)</p> <p>4  第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>5  (略)</p>	<p>2  (略)</p> <p>3  第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>4  (略)</p>
--	---